

## 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

みだしのことについて、本市発注工事において下記を踏まえて適切に対応することとしたのでお知らせします。

併せて、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いをすることとします。

### 記

- 1 工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- 2 特に、地元調整や現場見学会など多数の者と接触する可能性がある工事現場等においては、調整及び説明の方法又は開催の必要性を改めて検討するとともに、現場等で行う際には、出入り口でのアルコール消毒液の設置の徹底、多くの者が触れる箇所の定期的な消毒等、来訪者及び担当職員・作業従事者等への感染拡大防止対策の実施を行うこと。
- 3 また、所要の連絡体制を構築し、発注工事の施工に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告させるとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう、周知徹底すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な対応を講じること。なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこと。
- 5 福井市工事請負契約約款第20条第1項において、天災等で受注者の責めに帰すことができないものにより工事材料、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事を中止する旨及びその内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならないとされている。新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、発注者において、的確に工事の一時中止を指示すること。

なお、上記4及び5の措置を講じるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるよう留意すること。